

京浜臨海部における 工場緑化の実績と課題に対する研究

—横浜市「緑の環境をつくり育てる条例」30年間の実績を分析—

森 下 尚 幸*

1 はじめに

横浜市では1973年に「緑の環境をつくり育てる条例」が制定され、8条3項に基づいて京浜臨海部における工場緑化が始まった。この後30年が経過し、この地域における生産拠点としての機能は縮小し、停滞した地域となってきている。こうした状況の下、京浜臨海部において市民や工場従事者にとって身近な地域となる手段としての緑化について考え、条例の評価をした上で今後の展望について述べる。

2 条例の評価

(1) 緑地の分析

条例以前、京浜臨海部対象区域における緑化率は1972年当初0%であったが、2002年になると、住宅地に近い所ほど緑化率が高くなり、緑化率は約3.4%に達し、緑化面積は約40haにわたっている。植栽としては高木24,002本、中木41,817本、低木274,939本に達し、条例による若干の効果はあったといえる。なお、この緑地の面積を業種別に分類するとエネルギー型26.3%、加工組立型30.8%が他の業種と比較してとびぬけて多い。また業種別の緑化協議提出状況については図1のとおり倉庫業と基礎素材型企業の申請分布が運河沿いに目立っており、倉庫業にお

* まちづくり研究コース博士前期課程 2005年3月 修了

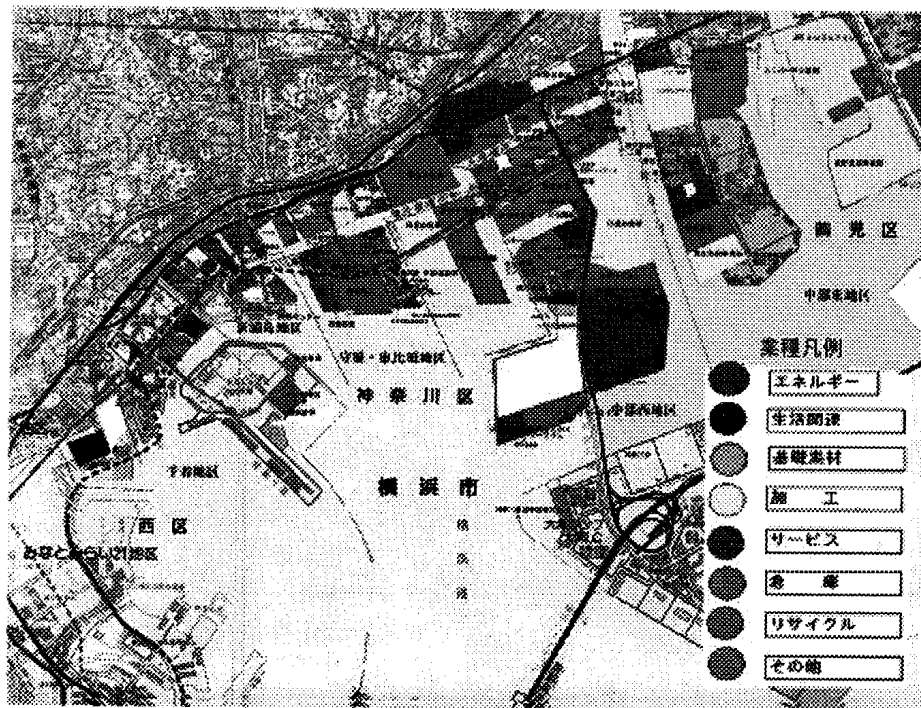


図1 業種別緑化協議書提出状況

いては緑化協議を行った企業中29%を占めるに至っている。

条例の基準では敷地面積の15%以上の緑化率を行うよう定めているが、敷地に余裕のない企業も多く、企業の設備投資意欲を削いでおり、アンケート調査からも高すぎるという不満の声もある。

15%以上という緑化率は目標値として維持しつつ緑地の量を増加させるためには、屋上緑化や壁面緑化など新しい緑化方法を取り入れることが必要と思われる。

緑化協議申請書に添付された100社の緑地の配置図面をもとにした緑化タイプを分類すると、以下の5つに分類できる。

- ①敷地周囲の特に人の目に触れやすい接道部分から緑化され、そこから内部の緑化に向かうのが基本である。
- ②研究棟、事務所棟など人が随時いる建物周囲の緑化
- ③基礎素材型企业（危険物取り扱い業）の危険物施設の後方配置及び緑地の入口配置

④リサイクル業の人目につかないための敷地及び緑化

⑤倉庫業の車優先の緑化

(2) 緑地の維持管理

本論文を書くにあたっては、緑化協議書を参考にするとともに、「京浜の森づくり」アンケートによって企業の意向を把握しながら、現地にて調査をおこなった。アンケートと異なり、現地における調査では、緑地の管理が悪く、放置している企業が多いことが判明した。原因としては緑化協議が完了した後、持続して緑地の維持を義務づける制度が条例等の中に含まれていないという点にあると推測される。

(3) 緑地の質

横浜市においては横浜国立大学名誉教授の宮脇氏が提唱した植樹方式である宮脇方式の影響もあり、緑地の質より量を増やすことに力を注いできた。平成16年9月における条例改正以後においては

(ア) 接道緑化 (イ) 前庭を形成。空地部分の緑化

(ウ) 隣接敷地境界における緑化 (エ) 住宅敷地境界における緑化という基準を定めている。しかし、もともと、具体的な緑地の質を高めるよう協力をさせるためのインセンティブに欠けるため、企業の自主性に任せられている部分が多い。このため、現在においても緑地の質の評価は、完成時にもその後においてもされていない。現地を調査した結果、緑化することによって通常は環境的にプラスになるはずの緑化が、企業によっては敷地の周囲に高木を配置し、伐採をせず成長を制限しないことによって、市民、労働者にとって夜暗く危険というマイナスイメージを与えるような緑化も存在した。また、高いブロック塀と高木によって美観を損ねている上に、植栽が隠れ蓑となって不法投棄を助長している点をアンケートで指摘する企業もあった。

3 今後の工場緑化への展望

(1) 今後倉庫業増加の影響

今後の京浜臨海部の倉庫業増加の影響によって、敷地内の構造を車が走りやすい形式を選択するがために、変化に富んだ魅力的な緑地はつくられづらく緑地管理には熱心でない傾向が強くなる。そこで緑地管理に対しても倉庫業にかかわらずなんらかのインセンティブが必要であると思われる。よって敷地面積の15%以上を緑化している企業に対しては、毎年緑地の管理の状況を写真付で申請し、現地調査を行い、緑地の管理を維持していることを確認して減免することを提案する。

(2) 緑化のタイプの誘導

緑化のタイプは業種による特殊性をもちつつ主に市民の目につきやすいところから緑化されてきた。今後は金沢地先の工場団地の例を参考に、自然条件を抽出し、前記の要素と自然条件に則した緑地配置のマスタープランを立て、それを事前に提示し、なるべくマスタープランに沿った緑地配置を緑化協議の際に誘導することを提案する。

(3) 小規模敷地における共同緑化

アンケートによると小規模な敷地の企業においては、隣接敷地との緑地の連携に価値を見出している企業が多い。敷地の狭い企業においては、隣接敷地企業が協力して連結した一団の緑化する場合、税金減免率をアップさせるという特典を与えることを提案したい。また工業団地を市で誘導するといった場合、小規模の敷地面積に分割して売却する傾向があるが、敷地面積が小さいほど緑化が困難になる傾向が見られるためそうした政策を市は主導しないようにすべきである。

(4) 地域別植栽管理

管理の行き届かないことを解消するため各企業及び公共団体が出資して管理のノウハウを蓄積した形の NPO 法人を立ちあげ、労働力は退職

者を中心として構成し、市有地の管理も含めた区域単位で委託、コスト低減を図るということを提案したい。

また条例上、緑化協議後完了届後は緑地に対する縛りはない。しかし質の良い緑地を維持するためには適切な管理が必要であるのは現地調査によれば明らかであった。よって各企業による隔年の写真等による管理報告義務を設けることを提案する。

(5) 水辺と緑地の景観形成

河川や運河等の水辺の美しい景観に基づく緑地との関係は、防災上の観点もからみ、上位計画で、水際沿いの緑地、オープンスペース確保といった形で定められている。しかし、現状として緑化は殆ど進行していない。運河沿いにおいては、倉庫業や基礎素材型の企業が多く分布しており、それらの企業は運河から船で搬出、搬入を行っている場合も多く、そうした場合はかなり広い搬出入口を運河にそってつくらざるを得ないため、緑化は困難である。

(6) 敷地の一般開放

このような活動は、市民にくつろげる空間を提供するだけでなく、企業のイメージアップにも貢献している。また、市民から見られているという感覚は、植栽の管理の向上にもつながり、これは同時に企業の従業員にとっても休憩時間に安らぎを提供することでもある。工場内の見学であるとか、遊休施設になりがちなグラウンド等を開放することを提案するものである。